

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

経済統合及び人口減少下における雇用戦略と
社会保障の連携及び家族政策の可能性に関する
国際比較研究

平成22年度 総括研究報告書

研究代表者 井口 泰

平成23（2011）年 5月

目 次

I. 総括研究報告	
経済統合及び人口減少下における雇用戦略と社会保障の連携及び家族政策の可能性に関する国際比較研究 (研究代表者) 井口 泰	1
II. 分担研究報告	
1. (1) 経済統合及び人口減少が労働需給ミスマッチに与える影響に関する研究 (研究代表者) 井口 泰 (研究協力者) 長谷川理映・篠宮かほり	6
1. (2) 経済危機下の日独仏における雇用政策と社会保障政策の連携及び家族政策の可能性に関する研究 (研究代表者) 井口 泰 (研究協力者) 長谷川理映	7
1. (3) 経済危機下の地域雇用の動向及び社会統合政策の改革に関する研究 (研究代表者) 井口 泰	8
2. 雇用の非正規化及び無業化が家族形成と人口動態に与える影響に関する研究 (研究分担者) 藤野敦子	10
3. 東アジアにおける人の移動と国内労働市場との関係に関する研究 (研究分担者) 志甫 啓	14
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	17
IV. 研究成果の刊行物・別刷	別紙

厚生労働科研補助金（政策科学総合研究事業）
経済統合及び人口減少下における雇用戦略と社会保障の連携及び家族政策
の可能性に関する国際比較研究

総括研究報告書
研究代表者 井口 泰

研究要旨：本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とする。第2年度は、①労働市場から人口変動へ影響することを狙いとしつつ、国際経済要因を考慮した地域労働市場の多様なミスマッチの分析を進め、②日仏比較を踏まえ、雇用非正規化・無業化が家族形成・出生率に与える影響の分析を進め、労働市場から人口動態への影響の推計フレームと家族政策の効果測定のためのモデル開発に着手した。また、③日系人、技能実習生、留学生などの外国人雇用が、地域労働市場の需給ミスマッチを緩和する効果に関するさらなる検証を進めた。さらに、④欧州の地域・自治体レベルで現在進められている改革のうち、雇用、所得保障、住宅及び福祉政策を社会統合政策として再編し、国・自治体共同による行政組織を整備する試みを調査し、⑤日本については、東アジアの動向と外国人政策の改革の進捗状況を点検し、出入国管理政策に加えて地域・自治体レベルで展開される社会統合政策の制度的インフラ整備の課題を整理した。

分担研究者：藤野敦子（京都産業大学経済学部准教授）、志甫 啓（関西学院大学国際学部准教授）

研究協力者：長谷川理映（関西学院大学大学院経済学研究科）、篠宮かほり（同前）

A. 研究目的

本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、①関係するデータの収集及び入力・蓄積、②マクロ又はミクロデータの解析、③政府統計の二次的利用を基礎とする推計フレームの開発、④研究者、政策担当者などのヒアリング調査、⑤日本や各国の法令及び政策動向の分析や、⑥日欧を中心とする各種の国際比較などを実施している。

特に、第2年度は、先進諸国における人口・労働力人口推計の収集、人材不足領域の情報収集、労働力需給や社会保障関係データの把握、出生力に関する資料収集などを継続し、これら統計数値のデータベース化を進めて、既存の個票データも活用した多変量解析を実施した。

これに加え、新たに国勢調査や就業構造基本調査の二次的利用のための計画作成と申請作業を進め、欧州諸国を中心に雇用・社会保障関係の法令改正の情報を収集して行政実務に関する聴取調査を実施し、日本との国際比較による分析を実施した。

（倫理面への配慮）

個票データについて、個人や企業などが集計結果から特定されないように配慮し、聴取調査の結果からも、同様の問題が出ないように調査結果を整理した。

C. 研究結果

研究代表者及び研究協力者による研究（C-1、3、4）と、主として、各研究分担者による研究（C-2、5）の結果は、概ね以下の通りである。

C-1 経済統合及び人口減少が労働需給ミスマッチに与える影響に関する研究

世界経済危機の影響で欧米諸国の経済成長力が低下するなか、東アジアでは、中国を中心に急速な経済成長が続いている。

これに伴い、国内地域は、東アジアの工程間分業の再編と産業集積又は空洞化の影響を受け、地域雇用が大きく変動している。

同時に、国内地域は、若年層の人口減少及び人口流出又は流入動向にも、大きな格差が生じている。これらの相乗効果で、国内労働市場の需給ミスマッチは、一層拡大する可能性がでてきた。

そこで、国内諸地域の人口減少や非正規雇用増加、雇用対策の効果の影響を分析できる理論的枠組である「需給不均衡モデル」を拡張しつつ、多様化する需給ミスマッチを分析した。本年度は、①新たな需給ミスマッチの概念を導入し、これを測定する指標を取り入れて、多変量解析の手法で、その決定要因の分析を実施するのに加え、②直接投資、為替相場、国際貿易などの国際経済要因をモデルに組み込み、これが労働市場に与える影響の推計を進めた。

この分析から得られた重要なファインディングは概ね以下の通りである。①わが国の地域の産業集積では規模の利益又は集積の利益が働いており、高賃金で雇用が増えるという労働市場が機能している。同時に、②為替相場における円高傾向や、中国向けの対外直接投資などは、国内の産業立地と雇用にとってマイナスの影響を及ぼしかねない。③国内における柔軟な労働力の存在、特に、日系人労働者や技能実習生などのデータは、工程間分業の下における産業集積の形成に対し、プラスの効果を発揮する。また、国内の工業用地

価格の低迷も、結果的には、製造業の国内回帰を促進するものとなる。

経済統合が進む東アジア諸国といえども、域内の為替相場の安定を実現することは非常に難しい。なぜなら、域内には、長年アメリカ市場を最大の輸出先とする結果、自国・地域の通貨を米ドルとペッグ（固定）する国が存在する。世界経済が多極化していながら、アジア域内に、米ドルとペッグする国・地域の集団と、米ドルに対する為替変動を許容する国・地域の集団が存在する。この問題は、国内産業立地や雇用の安定のみならず、域内の工程間分業を維持する観点からも、無視することはできない。

この結果、日本国内の産業立地の安定性が失われ、労働コストを柔軟化するため、非正規雇用を増加させる強い誘因が存在すると考えられる。そのひとつの帰結が地域における外国人労働の増加である。これらのファイナニングを積み重ねた上で地域労働市場のミスマッチを縮小させる政策手段や、地域の労働需給調整のシステムの改革のあり方を明らかにしていく。

なお、需給ミスマッチの定義は、新たに、転職希望の正規雇用者、正規雇用希望の非正規雇用者などに拡張された。これら定義に合わせて統計指標を作成し分析するため、就業構造基本統計調査の第二次利用の申請手続にはいった。

C-2 雇用の非正規化及び無業化が家族形成と人口動態に与える影響に関する研究

本研究は、前出のC-1の研究が、人口変動が、労働市場に与える影響をテーマにしたのに対し、労働市場から人口変動への影響を問題にする。この両方向の作用を計量的に把握することに成功しなければ、「人口動態と労働市場の相互作用を考慮した独自のフレームを構築し、シミュレーションを行う」という本研究が目指す段階に到達できない。

若年層の労働市場における地位が、その家族形成に与える影響は、親との同居状態からの自立が可能かどうかにかかっている。

わが国では、子どもを同居させリスクから守るのも、子どもの自立を支援するのも、同じ親である。しかし、1990年代後半以降のデフレ経済の下で、就職は「氷河期」を迎え、正規雇用が非正規雇用置き換えられていった。このため、親も子どもの自立を支援しきれず、子どもが大きくなっているのに、親子の同居を解消できない家族が増加した。

夫婦の出生力を決定する最も有力な経済理論は、G. Beckerの「家計生産の理論」である。そこでは、結婚する前の夫と妻は、親から自立した単独の主体として想定されている。このアメリカで組み立てられた理論の前提は、わが国では一般的な状況と異なる。日本では、親による自立支援なしに、若年層が親との同居状態を解消し、新たな家族を築けないからである。

したがって、本研究では、親から自立して家庭を築くための条件を経済学的に導くため「同居モデル」(Koltikoff and Morris 1990)などに依拠して、親との同居から、配偶者との同居にいかにして移行する条件を整備するかにも、大きな関心

を寄せてきた。

既に、日本とフランスで、ほぼ同内容で実施してきたアンケート調査の結果がまとまった。このデータに基づき、日仏において、働き方が家族との同居や出生力など、家族形成に及ぼす影響を比較すると概ね以下ようになる。

若者の親との同居状況を日仏比較すると、日本の場合、非正規男性に親同居率が高く、正規男性との間に有意な差が存在した。女性の場合、どの働き方であっても親同居率は6割を超えている。

フランスの場合、性別や働き方の違いに有意な差が認められず、親同居率は2割以下であった。フランスでは、親同居の伝統は、日本ほど強くないが、近年、不安定雇用の増加とともに、親同居率が上昇傾向にある。

また、正規雇用が特に保護されている状況でなく、したがって非正規雇用に就くことが極めて不利になるとは言えない。若年者の場合、家族政策として社会住居手当が充実しているため、働き方の違いが同居率の差には現れていない可能性がある。

フランスの場合、①男女ともに正規カップル、②男性正規・女性非正規、③女性正規・男性非正規、④男性・女性非正規において理想の子ども数、予定子ども数ともに2を超えており、有意な差は見られなかった。

日本の場合、①男女ともに正規、②女性正規・男性非正規、③男性正規・女性非正規④男性正規・女性無業、⑤男女ともに非正規において、理想子ども数はどのカップルも2を超えたが、①男女ともに正規では予定子ども数1.93人、③男性正規・女性非正規では予定子ども数1.98人、⑤男女ともに非正規では予定子ども数1.80人と、明らかに夫婦の働き方により、予定子ども数に有意な差が認められた。

今回調査の結果、日本では、働き方は大きく、家族形成に影響するが、フランスでは影響しないことが明確になった。

今回の日仏調査を踏まえ、日本の政府統計によって、労働力状態、世帯構成、出生率の関係を把握するため、政府統計の二次利用の申請手続きを行った。これらの要因を同一のデータセットのなかで分析できるのは国勢調査である。しかし、国勢調査の個票利用には、個人情報保護や、標本数の統計処理の面で困難が多いため、総務省統計局に特別集計を委託し、その結果を、コーホート別のパネルデータとして分析するほか、都道府県別のプールデータのセットとして分析することにした。

C-3 経済危機下の日独仏における雇用政策と社会保障政策の連携及び家族政策の可能性に関する研究

初年度において、ドイツ及びフランスにおいて、失業給付の受給期間が切れたり、失業給付の受給権がない人たちへの対策を中心に調査し、政府、その出先機関及び自治体の取組みの実態を解明することに力を注いできた。特に、ドイツで訪問した連邦雇用機関・労働市場職業研究所と、ミュンヘンのマックス・プランク研究所などの研究者

と情報交換を、本年度も継続した。また、フランスの雇用庁及び労働研究所との情報交換も継続している。

日本でも、いわゆるワン・ストップ・サービスの実現が、行政の新たな課題として掲げられている。しかし、ワンストップといいながら、同じ場所であっても、異なる行政の情報交換も制約され、複数の行政決定を同じ場所で行うことはできず、どのような施策を組み合わせるかで問題に対処するかという戦略がない場合が多い。

これは、複数の手続が一か所で可能ということをはるかに超えて、求職者に対する個別的及び継続的なサポート、求職者とサービス提供者の間の権利・義務関係の確認と履行、少なくとも1人1回30分以上の面談、カウンセラーの系統的な人材養成と継続的なトレーニング、所得保障や住宅確保、体調管理、メンタルケアなど異なる担当者とのチームワーク、求職者の再就職及びそれ以後を含めたサポート戦略の選択と具体化、雇用促進措置の実施と効果測定などが含まれるだろう。その場合、複数の行政機関やNPOとの情報融通のための法的整備が必要になる。

本研究チームは、国の機関である安定所と市町村自治体の協力は、どこまで可能かについて、2010年10月に、ベルギーのブリュッセルにある欧州都市連合(Euro Cities)の関係者と意見交換した。

そこでは、雇用支援、所得保障、住宅支援、それに、それ以外の全ての福祉支援の4つを社会統合施策の柱としていた。加盟都市の実施状況はモニターされ、定期的に加盟都市の代表が集団で訪問して、当該都市の経験や知恵に学ぶプロセスを実施している。

また、本研究チームが2010年10月に訪問した欧州連合本部の第VI総局では、EU加盟国全体で、地域・自治体レベルで、社会統合政策を推進する窓口をどのように展開しているかを調査している。

EUは、現時点では、国の機関と地方の機関の連携に関し特定の方式を強制することはない。しかし、長期失業者や無業者、シングルマザー、高齢者、外国人などの社会的統合の課題は、狭義の雇用対策だけでは解決不可能との共通認識があるという。これは、需給ミスマッチの多様化や複雑化に対して、従来の安定所の機能を超えて、複数の支援により社会的統合を進めるために、地域において新たな仕組みを創設するという共通課題があることを意味する。

失業給付の受給も終了したか受給権のない人々が増加し、最低生活保障の仕組みと労働市場への再参入を促す仕組みを同時に機能させるため、市町村と国の出先機関の間で共同の効果的な仕組みを作り出すのである。

独仏などの諸国の経験を踏まえれば、雇用保険のみならず、生活保護を含めた給付制度の見直しと、安定所(ハローワーク)と自治体(市町村)の分担と連携の在り方などの労働市場のシステムの改革とをセットで行うことが不可欠である。

さらに、地域労働市場の需給ミスマッチを緩和する視点のほか、地域・自治体レベルの外国人政策(「定住外国人対策」又は「多文化共生政策」)を前進させる必要がある。国内の移民・外国人については自国民の場合以上に、地域・自治体レベル

での権利の確保と義務の履行を実現するため、言語講習を含めた制度的インフラの整備が重要なことは、既に指摘した通りである。

C-4 経済危機下の地域雇用の動向及び社会統合政策の改革に関する研究

本研究グループは、日本においても、若年層を中心として人口減少が顕著な地方都市を中心に外国人労働者とその家族が多数居住する地域がある点に重大な関心を払ってきた。

同時に、労働市場分析の一つの成果として、ブラジル日系人など、移動の自由な外国人労働者や、技能実習生など、移動の自由がなく、3年間のローテーションで母国に再び帰国する労働者では、その経済効果が異なることを明らかにしてきた。同時に、こうした労働力が、地域の労働市場における需給ミスマッチを緩和する効果を果たし、地域の産業集積の形成にプラスの効果を発揮しているとも実証研究の結果として主張してきた。

外国人や家族が集住する都市においては、外国人の権利の尊重と義務の履行を実現して「多文化共生」を実現するための制度的インフラを整備する動きがある。

本年度の研究では、このような過去10年間の外国人政策の改革の全体を振り返り、その改革がどこまで進んだかを検討し直した。

特に、外国人政策の改革の理念やビジョンが、2009年7月の法改正にどこまで反映されているかを詳細に調査し、法改正の成果と限界を明らかにし、社会的統合(又は多文化共生)政策の課題を明らかにした。

この間の改革のポイントは、①外国人登録制度を改革し、外国人の権利・義務関係を確保できるシステムを構築する、②外国人の子どもたちに就学の機会を提供するとともに、就学に必要な日本語を学ぶ機会整備し、外国人の第二世代の経済的・社会的地位の向上を図る、③外国人労働者が多く就労する有期雇用を中心に雇用・労働条件を確保し、健康リスクへの対応から社会保険制度の改革と加入の円滑化を進める、④わが国に滞在する外国人に日本語を学習する機会を保障するための制度的インフラを早急に整備すると4点にまとめられる。

残念ながら、現状の外国人政策の改革の進行は、改革の課題の30%にも満たない。また緊急経済対策の一環として予算措置で導入された措置が多く、制度の恒久化を進めることも、緊急の課題となっている。

これらの論議は、法曹関係者や議会関係者を中心に、一般国民の認識を得られるように、各種の雑誌に掲載した。

C-5 東アジアにおける人の移動と国内労働市場との関係に関する研究

本研究の目的は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることである。

若年人口の大幅な減少を、高齢者や女性の積極

的な活用のみで克服することは、企業の活力維持という観点からも容易ではなく、さらに、若い女性の労働力率を急激に引き上げることは、短期的には出生率低下という反作用を引き起こしかねない。

そうしたショックを緩和するのに、特に若い外国人の秩序ある活用は重要な役割を果たす可能性がある。

これを、企業の雇用戦略としてのみ捉えるのではなく、多様な課題を抱える各地域が、それぞれの事情に適した産業・雇用・外国人政策へと結び付けていく必要がある。

そこで、経済・労働・人口などの都道府県レベルのデータを用いた分析、個票データを用いた分析、そして実地調査を行い、地域レベルでの日本人及び外国人に関する雇用動向と人口動態の相互関係を解明することを試みた。

本研究では、主として外国人雇用の地域分布を「ローケーション選択の理論」に基づいて、経済的及び非経済的要因の両面から解析し、特定の地域に外国人が雇用される要因を分析してきた。特に、労働移動の自由がある日系人労働者は製造業の雇用が多く賃金が高い地域や、外国人が家族を含め居住しやすい地域に集中する。

本年度の新たな発見は、外国人研修生・技能実習生の動向にある。外国人研修生・技能実習生は、1990年代半ば以降、我が国の在留外国人の内でもっとも大幅に増加した類型である。その受入れ数が2007年をピークに減少へと転じた。

1990年代後半の景気低迷期には高校新卒就職者の不足が地域レベルの研修生・実習生受入れにつながった。

1997年から2001年のデータでは、研修生・実習生の受入れと地域の高校新卒就職者数との間に負の相関があった。ところが、2002年から2007年のデータでは正に相関するようになった。

2002年から2007年の景気回復の局面で、高校新卒者の地域労働市場への流入が相対的に大きい地域でも、あたかも、若年労働需要に牽引されるかのように、大企業を中心に研修生・実習生の活用が進んだ。このことは、フィールドワークから確認できる。

外国人研修・技能実習生受入れが景気に対する感応性を有することになったため、経済危機の発生に伴い、今度は逆に、急速に抑制される背景の一つとなったと考えられる。

なお、本研究では、2010年の兵庫県の企業の個票データを用い、学卒採用の規定要因を、ロジスティック回帰分析により検討した結果、中高年比率が高い企業では、学卒採用に消極的になる関係のほか、外国人専門職を雇用する企業では、外国人専門職を雇用しない企業よりも、学卒を採用する確率が3倍に達することが明らかになった。

アジアを中心として、多くの若者が留学や技能実習の形で来日している。制度の枠組みは東アジアの経済統合を念頭に置き、国レベルで構築されるものであるが、同時に地域・自治体が地域ごとに異なる諸問題を踏まえた独自の産業・雇用・外国人政策を戦略的に練り上げていく必要がある。

特に、人口流出や少子高齢化が著しい地域が、地域の経済を維持し、困難を乗り越えるため、若

い外国人の秩序ある活用を送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を考慮しつつ進めることは有効な選択肢と考える。

D. 考察

以上の5本の研究は、東アジアの経済統合など国際経済的な変動や、国内における若年層を中心とする人口減少が大きな背景となって、雇用の非正規化や不安定化が生じるなかで、地域労働市場における需給ミスマッチの多様化と複雑化が進んでいることを基本認識としている。そして、不安定化する雇用は、親や配偶者との同居など家族構造にも、無視できない影響を与え、若年層の家族形成を困難にしている。

わが国の場合、経済や労働市場の変動が、若年層の家族形成に与える影響を緩和する仕組みに乏しく、労働市場の変化が人口動態に深刻な影響を与える可能性がある。

以上のような考察からもわかるように、本研究は、労働市場の変化が、人口動態に与える影響を推定するフレームの形成を重要な狙いとしている。同時に、そのような影響を緩和するためのシミュレーションを行うことが可能になる。そのような視点から、総合的な家族政策に関する考察を本格的に進める段階にはいつてきた。

このように、経済の変動や雇用の変化が、家族形成に与える影響を緩和する方策は、労働市場における正規・非正規雇用に共通ルールを開発する課題とも深く関係していることがわかる。

もともと、少子化の経済分析では、育児の直接費用と機会費用の問題が前面にでてきている。これらの費用負担を効果的に削減するには、財政支出に依存するばかりでは限界がある。家族が大きくても費用は拡大しないという家計の「規模の利益」を積極的にサポートする価格体系の導入の問題にはいつていかねばならない。

E. 結論

第2年度の終了時点で、最終的な結論を出すことはできない。ここでは、基本的な論点を挙げて結論としたい。

第1に、労働市場の需給ミスマッチの多様化と複雑化をもたらしている原因は、国内の人口減少のみならず、国際経済的な要因を含んでいる。需給ミスマッチの深刻化を認識して、実態を緻密に解明し、政策対応を強化しなければならない。

第2に、労働市場の需給ミスマッチの拡大は、若年層の家族形成にマイナスの影響を及ぼしている。経済の変動や労働市場の変動が家族形成に与える影響のチャンネルを遮断する問題は、従来の少子化対策の発想では解決しない。そこでは、雇用の非正規化の進行を抑制するとともに、正規雇用でも非正規雇用でも、家族形成に悪い影響が生じない新たな家族政策を具体化する必要がある。

第3に、労働市場の需給ミスマッチに、雇用、所得保障、住宅、福祉などの行政施策を戦略的に組み合わせる対処できるよう、国・自治体が一体になった新たな行政組織を法令、人員、予算の裏付けを伴って設立すべきである。

その際、生活保護制度そのものを改革して、失業給付と生活保護の中間に位置する給付制度を

確立し、地域・自治体レベルの支援体制と併せて構想しなければならない。

第4に、地域労働需給のミスマッチ緩和や地域経済の支援、東アジア全体の人材開発と移動という視点を含めて、外国人労働者と家族に対する社会統合政策を推進するため、第3に述べた地域における国・自治体の取組の一環として、制度的インフラを整備する必要がある。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表

1 論文発表

・井口 泰『世代間利害調整の経済学』八千代出版(2011年6月刊行予定)

・井口 泰「外国人政策の改革—労働・社会・保障から日本語学習まで」『ジュリスト』有斐閣編集、No.1414、pp214-219 2011年1月4日号

・井口 泰「EU諸国の外国人政策の動向と主要都市の対応」『地方議会人』中央文化社編集、2010年12月号、pp21-25

・井口 泰「欧州における域外外国人に対する統合政策の転換とわが国の言語政策の課題」『自治体国際化フォーラム』自治体国際化協会、2010年9月号、pp7-10

・井口 泰・長谷川理映「世界経済危機下における労働市場政策の新たな展開」『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会、No.2,vol.64,2010年、pp39-70

・藤野敦子「日本の児童労働—歴史に見る児童労働の経済メカニズム」『児童労働根絶に向けた多面的アプローチ』調査研究報告書 第2章、アジア経済研究所 2011年

・長谷川理映「企業の積極的海外展開に向けた雇用戦略—外国人留学生雇用の視点から—」『関西学院経済学研究』No.41,pp149-179

・長谷川理映「地域の労働市場における需給ミスマッチの規定要因」『産研論集』関西学院大学産業研究所編 pp69-80

・長谷川理映「経済危機前後の産業立地の決定要因と非正規労働の役割」『経済学論究』No.4,vol.64,2010 pp129-147

・篠宮かほり「不況下における企業の採用活動についての一考察—」『関西学院経済学研究』No.41,pp81-95.

2 学会発表

・井口 泰「経済危機後の東アジアにおける日本の外国人政策の改革」外務省・IOM主催国際ワークショップ、2011年2月17日

・井口 泰「経済危機後の東アジアと日本の外国人政策—経済危機が日系人労働者に与えた影響等を踏まえて—」日本労働研究機構・労働政策フォーラム「日本の外国人問題を考える」2010年12月4日

・Iguchi Y. "Implementation and Reform of Labor Market Policy and Safety net of Employment in Japan" (JICAプロジェクト・マレーシア雇用保険研修/2010年9月25日於:関西学院大学)

・井口 泰「アジア諸国における高度人材の移動」関西経済同友会、2010年11月30日、於:大阪・

中之島センタービル

・Iguchi Y. "What role do low-skilled migrants play in the Japanese labor markets?" "Is Immigration necessary? Work, growth and the future in the US and Japan" sponsored by the Center for Comparative Immigration Studies (UC San Diego) and the Japan Foundation Center for Global Sponsorship on 10~12 September 2010 in San Diego, US

・井口 泰「第三国定住」による難民受入れの展望—国と地域・自治体の役割—国際シンポジウム「変わる日本の難民受け入れと地域社会」於:東京大学駒場キャンパス 2010年7月3日

・Iguchi Y. "Towards an East Asia Community Irrespective of growing concern on regional security—"Joint Workshop of Kwansai Gakuin University and Yonsei University, 27 May 2010 at Yonsei University in Seoul

・井口 泰「技能実習制度の改革及び外国人政策の展望」日本弁護士連合会、2010年5月25日、弁護士会館

・井口 泰「外国人政策の改革における言語コースの可能性と課題」外国人集住都市会議岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック会議、2010年4月21日、滋賀県湖南市役所

・藤野敦子「楽観主義者対悲観主義者—非正雇用の日仏比較」非正規雇用シンポジウム基調講演(招待講演)財団法人勤労福祉センター主催・兵庫県、連合兵庫共催2011年3月12日

・志甫啓「地域における外国人研修生・技能実習生の受入れ数増加と人口構成の関係」日本応用経済学会 2010年度秋季大会提出論文、高崎経済大学、平成22年11月13日、pp.1-13.

・志甫啓「新卒採用の急激な縮小と外国人留学生の日本における就職」九州経済学会 第60回大会提出論文、九州大学、平成22年12月4日、pp.1-12.

・長谷川理映「経済危機前後の産業立地の決定要因と非正規労働の役割」経済学セミナー、2011年3月6日、於:関西学院大学

・長谷川理映「地域の労働市場における需給ミスマッチの規定要因」日本経済学会 2010年秋季大会、2010年9月18日於関西学院大学

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

- 1 (1) 経済統合及び人口減少が労働需給ミスマッチに与える影響に関する研究
- 1 (2) 経済危機下の日独仏における雇用政策と社会保障政策の連携及び家族政策の可能性に関する研究
- 1 (3) 経済危機下の地域雇用の動向及び社会統合政策の改革に関する研究

研究代表者 井口 泰 研究協力者 長谷川理映・篠宮かほり

研究要旨：本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とする。そこで①人口減少が労働需給ミスマッチに与える影響を東アジアの工程間分業の影響を含め分析し、人口動態と労働市場の相互作用を推計するフレームの開発を開始した。②独仏における雇用政策と社会保障の連携や家族政策の動向に関する実地調査を行い、特に、自治体と安定所の協力のための法的基礎を中心に究明し、③東アジアなどの人の移動と外国人政策の改革に関し、改正法令の分析及び行政の実態把握のほか、最新データにより、外国人雇用と日本人雇用の代替・補完関係の分析を進めた。

A. 研究目的

本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とする。本研究の分担は、①人口動態から労働市場への影響の解明と、②独仏の雇用政策と社会保障の連携と家族政策の可能性の解明、③東アジアの人材移動と外国人政策の改革である。

B. 研究方法

本研究では、①関係するデータの収集及び入力・蓄積、②マクロ又はマイクロデータの解析、③研究者、政策担当者などのヒアリング調査、法令及び政策動向の分析や、日欧を中心に国際比較などを実施した。

第2年度は、①先進諸国における人口・労働力人口推計の収集、人材不足領域の情報収集、労働力需給や社会保障関係データの把握、出生力に関する資料収集などを行い、②これら統計数値のデータベース化を進め、既存の個票データも活用した多変量解析を行うほか、総務省統計局に統計の第二次使用に向けた調整を実施し、③日独仏など主要国の雇用・社会保障関係の法令改正の情報を収集し、行政実務に関する聴取や、各政府・自治体における行政間の連携に関する好事例の把握を進めた。

（倫理面への配慮）

個票データについて、個人や企業などが集計結果から特定されないように配慮し、聴取調査の結果からも、同様の問題が出ないように調査結果を整理した。

C. 研究結果

- (1) 経済統合及び人口減少が労働需給ミスマッチに与える影響に関する研究

世界経済危機の影響で欧米諸国の経済成長力が低下するなか、東アジアでは、中国を中心に急速な経済成長が続いている。

これに伴い、国内地域は、東アジアの工程間分業の再編と産業集積又は空洞化の影響を受け、地

域雇用が大きく変動している。

同時に、国内地域は、若年層の人口減少及び人口流出又は流入動向にも、大きな格差が生じている。これらの相乗効果で、国内労働市場の需給ミスマッチは、一層拡大する可能性がでてきた。

そこで、国内諸地域の人口減少や非正規雇用増加、雇用対策の効果の影響を分析できる理論的枠組として、Layard and Nickel (1994) の「需給不均衡モデル」を拡張した。具体的には、非正規雇用や派遣・請負事業などの効果を明示的に取り入れた。

初年度に実施した需給ミスマッチに関する研究成果は、学会報告や査読付きの論文として、関係者から多くのコメントを受けて改善された。

第2年度は、有効求人倍率や完全失業率や無業率、高卒者の県外就職率に加え、転職希望の正規雇用者、正規雇用希望の非正規雇用者などを加えて分析を開始した。これら拡張された概念に基づいて分析するため、統計法第33条に基づき、総務省統計局の就業構造基本統計調査の利用申請の手続を行った。

ミスマッチの概念の拡張と並行し、本年度において実施したのが、国際経済要因を含めた地域労働市場の分析である。

このような分析では、地域労働市場の変数と、対外直接投資、実効為替レート、輸出入などの要因が、製造業を中心とする国内産業にどのように関与しているかを明らかにできる。

そこで、いわゆる産業空洞化又は産業の国内回帰に関する分析のフレームを活用し、東アジア地域における工程間分業の進展が、国内の産業立地又は国内雇用に与える影響について、理論的考察を行った。

従来の工程間分業に関する研究では、直接投資先又は産業立地の決定にあたり、川上から川下に至る製造業の工程が、一国でなく、複数の国に分割されて立地することが想定されている。そこで重要な前提は、当該地域において、関税が十分に引き下げられていること及び物流コストが十分に低いことである。

即ち、工程間分業を生じさせる要因として重要なのがサービス・リンク・コストである。異なる工程を、異なる国に立地させても、それらの工程を繋ぐサービス・リンク・コストが無視しうるほ

どに低い場合、工程間分業のメリットが大きくなることを意味している。

2010年1月に、アセアン（東南アジア諸国連合）と日中韓の間の自由貿易協定（又は経済連携協定）が全て発効し、東アジア域内の工程間分業が域内貿易を促進する仕組が整備された。

また、欧米経済が世界経済危機で傷つき、欧米市場の成長に陰りがでたのに対して、中国や東南アジアでは、国内市場で消費ブームが沸き起っている。

こうしたなか、低成長とデフレが続けてきた日本経済が、拡大する東アジアを市場とする工程間分業の一環を担い、国内生産と雇用を増加させることができるかが問われていると言えよう。

その場合、国際的な工程間分業と同時に、国内産業が集積の利益を享受し、高賃金で労働力を引き寄せるなど、地域労働市場がしっかり機能するのかが問題となる。

工程間分業の理論だけでは、特定の地域が産業集積を形成し、高賃金で雇用を創出できるかどうかを、一般的に判断することはできない。

そこで、2002年以降、2007年までの期間と2007年から2009年までの期間にわけて、製造業の事業所数や雇用数を被説明変数とする計量モデルを構築し、対中直接投資、対外貿易などを考慮し、賃金、雇用又は生産性に関する説明変数として採用し、そのパフォーマンスを比較することとした。

その結果、①わが国の地域の産業集積では規模の利益又は集積の利益が働いており、高賃金で雇用が増えるという労働市場が機能していることが判明した。同時に、②為替相場における円高傾向や、中国向けの対外直接投資などは、国内の産業立地と雇用にとってマイナスの影響を及ぼしかねないということが分かる。

③国内における柔軟な労働力の存在、特に、日系人労働者や技能実習生などのデータは、工程間分業の下における産業集積の形成に対し、プラスの効果を発揮する。

また、国内の工業用地価格の低迷も、結果的には、製造業の国内回帰を促進するものとなる。

しかし、経済統合が進む東アジア諸国といえども、域内の為替相場の安定を実現することは非常に難しい。域内には、長年アメリカ市場を最大の輸出先とする結果、自国・地域の通貨を米ドルとペッグ（固定）する国が存在する。世界経済が多極化しているながら、アジア域内に、米ドルとペッグする国・地域の集団と、米ドルに対する為替変動を許容する国・地域の集団が存在するため、東アジア域内通貨の安定を実現できない。その結果、日本国内の産業立地の安定性が失われ、労働コストを柔軟化するために、非正規雇用を増加させる強い誘因が存在すると考えることもできよう。そのひとつの帰結が、地域における外国人労働の増加である。

こうしたダイナミックな産業集積又は産業空洞化の動きを把握し、人口減少にかかわらず、産業立地と雇用の安定を確保する戦略を、地域において構築する必要がある。その必要性は、産業や人口の集積が続く首都圏では理解されないかもしれない。

今後、国際経済的アプローチをさらに探究すると同時に、労働市場の需給ミスマッチの概念を拡張して実証研究を実施することで、人口減少と経済統合

が労働市場の需給ミスマッチに及ぼす影響を、より正確に評価することが可能になるだろう。

（2）経済危機下の日独仏における雇用政策と社会保障政策の連携及び家族政策の可能性に関する研究

初年度において、ドイツ及びフランスにおいて、失業給付の受給期間が切れたり、失業給付の受給権がない人たちへの対策を中心に調査し、政府、その出先機関及び自治体の取組みの実態を解明することに力を注いできた。特に、ドイツで訪問した、連邦雇用機関・労働市場職業研究所と、ミュンヘンのマックス・プランク研究所などの研究者と情報交換を、本年度も継続した。また、フランスの雇用庁及び労働研究所との情報交換も継続している。

日本でも、いわゆるワン・ストップ・サービスの実現が、行政の新たな課題として掲げられている。しかし、ワンストップといいながら、同じ場所であっても、異なる行政の情報交換も制約され、複数の行政決定を同じ場所で行うことはできず、どのような施策を組み合わせる問題に対処するかという戦略がない場合が多い。

こうした問題を解決するには、行政組織そのものの再編や、共同組織をつくるための立法措置が必要になることが予想される。欧州諸国の経験は、日本における、そのような制度的インフラ整備に必要なヒントを与えてくれる。

これは、複数の手続が一か所で可能ということをはるかに超えて、求職者に対する個別的及び継続的なサポート、求職者とサービス提供者の間の権利・義務関係の確認と履行、少なくとも1人1回30分以上の面談、カウンセラーの系統的な人材養成と継続的なトレーニング、所得保障や住宅確保、体調管理、メンタルケアなど異なる担当者とのチームワーク、求職者の再就職及びそれ以後を含めたサポート戦略の選択と具体化、雇用促進措置の実施と効果測定などが含まれるだろう。

その場合、複数の行政機関やNPOとの情報融通のための法的整備が必ずや必要になってくる。もとより、個人情報保護は必要だが、複数の行政が関与して総合的な対策を講じたとしても、特定の個人から提供された最小限の情報も共有できなければ、ワンストップ化など不可能である。

既に昨年度の調査でも、フランスの雇用庁と自治体の協力、ドイツの連邦雇用機関と自治体の協力については、異なるアプローチがみられたことを明らかにした。

フランスでは、安定所の雇用対策では、地域の需給ミスマッチを緩和することができないなかで、自治体と安定所の連携を両者間の地域的な協定によって取決めようとして、強力関係を築いた。

ドイツでは、既存の安定所とは別に、自治体の管轄する身近な地域に、安定所と市町村の協働の運営によるジョブ・センターを開設していた。

しかし、有権者が、連邦、州及び市町村のそれぞれのレベルで投票権を行使するにあたり、明確な責任と役割の分担が必要だという理由で、2007年には、ジョブ・センターに違憲判決が出た。このため、連邦政府は、2010年に違憲状態を解消するための立法措置を講じた。

この判決がもつ意味をどう理解するかは、各国の行政システムや地方自治の仕組の違いがあるため、必ずしも簡単ではない。しかし、わが国においても、国の出先機関（安定所）と、所得保障、住宅確保、医療・介護、家族政策など多様な機能を有する市町村自治体との協力関係を法的に認知し、統合された行政組織における責任と役割を明確にしてこそ、情報共有と協力関係が実現できる点は共通する課題を抱えていると言えよう。

本研究チームは、国の機関である安定所と市町村自治体の協力は、どこまで可能かについて、2010年10月に、ベルギーのブリュッセルにある欧州都市連合（Euro Cities）の関係者と意見交換した。

そこでは、雇用支援、所得保障、住宅支援、それに、それ以外の全ての福祉支援の4つを社会統合施策の柱としていた。加盟都市の実施状況はモニターされ、定期的に加盟都市の代表が集団で訪問して、当該都市の経験や知恵に学ぶプロセスを実施している。

また、本研究チームが2010年10月に訪問した欧州連合本部の第VI総局では、EU加盟国全体で、地域・自治体レベルで、社会統合政策を推進する窓口をどのように展開しているかを調査している。EUは、現時点では、国の機関と地方の機関の連携に関し特定の方式を強制することはない。しかし、長期失業者や無業者、シングルマザー、高齢者、外国人などの社会統合の課題は、狭義の雇用対策だけでは解決不可能との共通認識があるという。これは、需給ミスマッチの多様化や複雑化に対して、従来の安定所の機能を超えて、複数の支援により社会的統合を進めるために、地域において新たな仕組を創設するという共通課題があることを意味する。

（3）経済危機下の地域雇用の動向及び社会統合政策の改革に関する研究

本研究グループは、日本においても、若年層を中心として人口減少が顕著な地方都市を中心に、外国人労働者とその家族が多数居住する地域があることに重大な関心を払ってきた。

同時に、労働市場分析の一つの成果として、ブラジル日系人など、移動の自由な外国人労働者や、技能実習生など、移動の自由がなく、3年間のローテーションで母国に再び帰国する労働者では、その経済効果が異なることを明らかにしてきた。同時に、こうした労働力が、地域の労働市場における需給ミスマッチを緩和する効果を果たし、地域の産業集積の形成にプラスの効果を発揮しているとも実証研究の結果として主張してきた。

従来、外国人雇用の地域分布を「ローケーション選択の理論」に基づいて、経済的及び非経済的要因の両面から解析し、特定の地域に外国人が雇用される要因を分析してきた。特に、労働移動の自由がある日系人労働者は製造業の雇用が多く賃金が高い地域や、外国人が家族を含め居住しやすい地域に集中する。これら外国人や家族が集住する都市においては、外国人の権利の尊重と義務の履行を実現して「多文化共生」を実現するための制度的インフラを整備する動きがある。

わが国でも、既に、2006年頃から政府における

外国人政策改革の動きがある。その結果、2009年7月には、出入国管理及び難民認定法と外国人住民基本台帳法等の改正案が国会で可決成立し、技能実習に関する部分は、公布後1年で既に施行され、外国人台帳の整備や在留カードについては、2012年夏には施行される。

そこで、本年度においては、外国人政策の改革の理念やビジョンの全体を整理し直し、既に、2009年7月の法改正にどこまで反映されているか、さらに、残された課題がどこにあるのかを詳細に調査した。その結果をまとめて、2011年1月に論文として公表した。

なお、2010年11月には、外国人集住都市会議が、日本に滞在・居住する外国人に、日本語学習の権利を保障することを提唱した。

この動きと並行して、本研究においては、外国人への日本語講習の機会を保障するにあたっては、日本語能力標準をどのように定めるべきか、また、言語習得のモチベーションを高めるために、永住権や国籍取得にあたって、日本語能力をどのように評価するべきかといった点につき、先進諸国の調査に基づいて論文をまとめて公表した。

さらに、これら制度を導入し、在留する外国人のうちニーズの高い者を中心に講習を行った場合の財政支出がどの程度になるのかといった点に関しても、欧州諸国の経験を紹介する論文をまとめて公表した。

D 考察

地域労働市場では、需給ミスマッチが、多様かつ複雑化している。その現実を踏まえ、既存の理論にとらわれすぎることなく、ミスマッチの定義と指標を拡張し、実態を観察し実情をつぶさに聴取することが必要と考えられる。

世界経済危機や、東日本大震災後、東アジアの経済統合と、域内の工程間分業はさらに変動する可能性がある。こうしたなかで、柔軟な労働力としての派遣・請負労働者の存在を無視することができない。

しかし、これら労働者が不安定な就労と生活を余儀なくされることは、さらなる社会全体の経済格差の拡大をもたらしかねない。このため、正規・非正規の雇用が、共通の就労や社会保障加入のルールを適用され、労働コストの格差を縮小することが必要である。

雇用保険の失業給付と、生活保護の中間に第3の所得保障の仕組が導入されたといっても、労働市場の需給ミスマッチが複雑化しているため、地域の行政機関の改革や再編と切り離して実施されても、当面の対応という性格を払しょくすることはできない。

日本と同様、欧州諸国でも失業給付の受給も終了したか、受給権のない人々が増加した長期失業の問題に対する欧州諸国の対応は、非常に総合的で、地域の実態に適合するように工夫されている。

このような傾向は、国内の移民・外国人に対する社会統合政策についても該当する。自治体レベ

ルで、個々具体的に、権利の確保と義務の履行を実現できる制度的なインフラ整備のビジョンを持って進めることが重要になる。

E. 結論

第2年度の研究を終える段階で、本研究全体のとりまとめを展望しながら、現時点の暫定的な結論を述べたい。

東アジア経済統合のなかで、域内の競争と分業関係はさらに進展し、地域労働市場にも大きな影響を及ぼし始めている。その変化が急速であるうえ、ほとんどの地域・自治体で、若年層を中心とする人口減少が進んでいる。こうしたなかで、地域における労働市場の需給ミスマッチは、複雑化し、多様化しながら、拡大する恐れがある。

地域の労働市場の需給ミスマッチの実態は多様であり、丁寧に実態把握を行う必要があると同時に、地域においては、職業安定機関が単独で、また、雇用対策だけで、需給ミスマッチを減らしていける可能性はますます小さくなっている。

雇用保険と生活保護の中間に、新たな所得保障の制度がようやく導入された。しかし、生活保護制度そのものの改革には手がついていないし、所得保障制度の見直しと、安定所（ハローワーク）と自治体（市町村）の分担と連携などの労働市場のシステムの改革とは、本来、セットで行うことが不可欠である。

地域労働市場の需給ミスマッチを緩和することによる地域経済活性化の視点と、東アジア全体の経済統合のなかで、産業拠点を維持し雇用を創出する視点が必要になる。

その一環として、地域・自治体レベルの外国人政策（「定住外国人対策」又は「多文化共生政策」）を前進させる制度的インフラ整備を、これ以上遅らせるべきではない。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1 論文発表

・井口 泰『世代間利害調整の経済学』八千代出版（2011年6月刊行予定）

・井口 泰「外国人政策の改革—労働・社会・保障から日本語学習まで」『ジュリスト』有斐閣編集、No.1414、pp214-219 2011年1月4日号

・井口 泰「EU諸国の外国人政策の動向と主要都市の対応」『地方議会人』中央文化社編集、2010年12月号、pp21-25

・井口 泰「欧州における域外外国人に対する統合政策の転換とわが国の言語政策の課題」『自治体国際化フォーラム』自治体国際化協会、2010年9月号、pp7-10

・井口 泰・長谷川理映「世界経済危機下における労働市場政策の新たな展開」『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会、No.2、vol.64、2010年、pp39-70

・長谷川理映「企業の積極的海外展開に向けた雇用戦略—外国人留学生雇用の視点から—」『関西学院経済学研究』No.41、pp149-179

・長谷川理映「地域の労働市場における需給ミスマッチの規定要因」『産研論集』関西学院大学産業研究所編 pp69-80

・長谷川理映「経済危機前後の産業立地の決定要因と非正規労働の役割」『経済学論究』No.4、vol.64、2010 pp129-147

・篠宮かほり「不況下における企業の採用活動についての一考察—」『関西学院経済学研究』No.41、pp81-95.

2 学会発表

・井口 泰「経済危機後の東アジアにおける日本の外国人政策の改革」外務省・IOM主催国際ワークショップ、2011年2月17日

・井口 泰「経済危機後の東アジアと日本の外国人政策—経済危機が日系人労働者に与えた影響等を踏まえて—」日本労働研究機構・労働政策フォーラム「日本の外国人問題を考える」2010年12月4日

・Iguchi Y. "Implementation and Reform of Labor Market Policy and Safety net of Employment in Japan" (JICAプロジェクト・マレーシア雇用保険研修/2010年9月25日 於:関西学院大学

・井口 泰「アジア諸国における高度人材の移動」関西経済同友会、2010年11月30日、於:大阪・中之島センタービル

・Iguchi Y. "What role do low-skilled migrants play in the Japanese labor markets?" "Is Immigration necessary? Work, growth and the future in the US and Japan" sponsored by the Center for Comparative Immigration Studies (UC San Diego) and the Japan Foundation Center for Global Sponsorship on 10-12 September 2010 in San Diego, US

・井口 泰「第三国定住」による難民受入れの展望—国と地域・自治体の役割—」国際シンポジウム「変わる日本の難民受け入れと地域社会」於:東京大学駒場キャンパス、2010年7月3日

・Iguchi Y. "Towards an East Asia Community Irrespective of growing concern on regional security—"Joint Workshop of Kwansai Gakuin University and Yonsei University, 27 May 2010 at Yonsei University in Seoul

・井口 泰「技能実習制度の改革及び外国人政策の展望」日本弁護士連合会、2010年5月25日、弁護士会館

・井口 泰「外国人政策の改革における言語コースの可能性と課題」外国人集住都市会議岐阜・三重・滋賀・岡山ブロック会議、2010年4月21日、滋賀県湖南市役所

・長谷川理映「経済危機前後の産業立地の決定要因と非正規労働の役割」経済学セミナー、2011年3月6日、於:関西学院大学

・長谷川理映「地域の労働市場における需給ミスマッチの規定要因」日本経済学会 2010年秋季大会、2010年9月18日 於:関西学院大学

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

2. 雇用の非正規化及び無業化が家族形成と人口動態に与える影響に関する研究
分担研究報告書

研究分担者 藤野 敦子 ※は井口泰・志甫啓が実施。

研究要旨：本研究は、労働市場の動向、特に、雇用非正規化や無業化の動きが出生率に及ぼす影響を解明することを、最重要な課題としている。日仏における正規・非正規労働者に対するアンケート調査の結果から、フランスでは、働き方が家族形成にマイナスの影響を与えていないのに対し、日本では、非正規雇用の世帯では家族形成にマイナスの影響がある。労働市場の問題が、出生率低下、出生率上昇、人口移動など人口問題に深く関連していることが示された。これを良好なものへと転換させるためには、社会保障・家族政策などにおいて、適切な政策が選択されなければならないことが示唆される。

A. 研究目的

本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを主な目的とする。

具体的には、昨年度の研究をより深めた、日本とフランスの比較実証研究を行うことである。

そこでは、雇用制度、社会保障制度、家族政策の相違点を明らかにした上で、日仏の働き方の実態や雇用システムの比較を行い、最終的には働き方が家族形成にどのように影響を与えるかを多変量分析によって検討する。

B. 研究方法

（日仏比較実証研究：藤野）

日本とフランスの比較実証研究において、筆者が作成した質問票によるアンケート調査、インタビュー調査を行い、国際比較分析した。

①2008年8-9月兵庫県に勤務する20歳以上の正規雇用労働者5280人非正規雇用労働者4817人（有効回収数 正規雇用労働者2152人、非正規雇用労働者1309人）に対して実施されたアンケート調査「働き方の多様化と生活意識のアンケート」

②2008年12月兵庫県に勤務する非正規雇用労働者10名に対して実施されたインタビュー調査（半構造的面接調査）

③2010年2-3月にフランス全土、20-49歳労働者2000人（非正規雇用労働者・800人正規雇用労働者1200人の割り付け）に対し、実施したアンケート調査「フランスにおける働き方と家庭生活に関するアンケート」

④2010年5-6月にフランスパリ市において20-49歳11名の非正規雇用労働者に対して実施されたインタビュー調査（半構造的面接調査）

⑤2010年12月に日本全国における20-49歳の民間正社員1300人に対し実施されたアンケート調査「正社員の仕事と休暇に関するアンケート」。

（※国勢調査二次利用：井口・志甫が実施）

2010年度は、日仏比較研究に加え、労働市場の変化が人口動態に及ぼす影響を推定するためのフレームの開発に着手した。

このためには、全国的なデータベースで、①家族類型、②労働力状態及び③人口当たり出生数の関係を把握できる住民に関する政府統計の二次利用を申請することとした。

このような条件を満たすデータベースは、国勢調査以外には考えられない。

しかし、国勢調査は、個票の数が多く、個人情報保護のためにも、研究者個人が自ら集計することは困難で、総務省統計局への委託集計を依頼する必要があると判断した。

国勢調査の特別集計においては、①家族類型と、②労働力状態は、既存の集計区分によってかなり可能であるが、③人口当たり出生数は、敢えて過去5年間に生まれた子どもの有無を、男性又は女性について、現在ゼロから4歳である子どもと同居しているかどうかで、推定するしかない。

こうした制約はあるが、1995年、2000年、2005年の国勢調査をサンプルを、都道府県、男女、年齢階層（5歳刻み）に集計することが可能である。この特別集計により、都道府県別の同一コーホート集団が、10年間の間、加齢を経験する間に、どのような変化を経験したのかを分析することができる。

この特別集計では、まず、男女別に、都道府県x年齢階層（5歳ごと）で1995年から2005年にわたる疑似パネルデータを作成することが予定される。

つまり、パネル分析の手法を用い、計量方程式の被説明変数に、過去5年間の出生の有無を用い、説明変数には、同居に関するダミー（親と同居、配偶者と同居、子どもと同居）と就労ダミー（正社員、臨時、失業、その他）を入れる。これら変数のみの中で、パネル分析（47xコーホートの数）を行うのである。その際、最初に、固定効果法を採用するかどうかの判断を行う必要がある。

次に、内閣府が公表している県民経済計算（1995、2000、2005年）に含まれる経済・労働データを選定し、該当する年又は該当する年の前の5年間にわたる都道府県別の経済・社会データと共にプールデータを構成する。

このプールデータにおいて、被説明変数又は説明変数の選定と、これにかかわる説明仮説の特徴によって、最小二乗法又はロジスティック回帰分析の手法を活用する。

このように、現在進めている総務省統計局への委託による集計作業が完了すると、独自の計量分析の作業が開始され、労働市場の変化が人口変動に及ぼす影響を計測するフレームの開発の最終段階にはいる。

(倫理面への配慮)

個票データについて、個人や企業などが集計結果から特定されないように配慮し、聴取調査の結果からも、同様の問題が出ないように調査結果を整理した。

C. 研究結果

本研究の結果得られた重要な知見を以下に挙げる。

1) 雇用形態別にみた仕事満足度の日仏比較

日本では、男女とも正規雇用労働者は「賃金・報酬」「雇用の安定性」「福利厚生」「教育訓練」に満足度が高く、非正規雇用労働者は、パート・契約・派遣と多様な形態があるものの、どれも、「休暇」「勤務形態」「労働時間」に満足度が高い。しかし、仕事の満足度の傾向は正規・非正規で二つの特徴にはっきり分かれる。日本の働き方は、安定性や報酬をとるか、時間や休暇を取るかという二者択一になっている可能性がある。

フランスでは、無期限雇用パートは男女とも「雇用の安定性」で満足度が高く、有期雇用フルタイムは男女とも「賃金・報酬」で満足度が高い。有期限雇用パート女性は「人間関係」、正規雇用女性は「教育訓練」で満足度が高い（いずれも統計的に有意）。

フランスの場合、性別や働き方の違いに有意な差が認められず、親同居率は20%以下であった。フランスでは、親同居の伝統は、日本ほど強くないが、近年、不安定雇用の増加とともに、親同居率が上昇傾向にある。しかし、今まで見て来たように、このように、正規雇用だからと言って、「雇用の安定性」「賃金・報酬」に満足度が高いわけではなく、働き方によって、それぞれ特徴があり、多様性がある。

なお、フランスでは、働き方は、無期雇用フルタイム・有期雇用フルタイム・無期雇用パートタイム・有期雇用パートタイムの4つに分類される。このうち、無期雇用フルタイムが正規雇用・その他がいわゆる非正規雇用となる。

このように仕事満足度に関し日仏間に大きな差異を生じさせる雇用制度の違いや労働実態の考察の結果は、以下の通りである。

① 賃金・報酬 賃金

報酬に関しては、フランスで有期雇用の場合には、不安定雇用の代償として不安定雇用手当が支給されるため、時間あたり給与では正規雇用よりも高くなる。また平均年収を雇用形態別に日仏比較した場合、フランスは日本ほど雇用形態間に所得格差が存在しない。

② 労働時間

週平均労働時間についても、フランスの場合、男性無期雇用フルタイム 39.9 時間、男性有期雇用フルタイム 38.7 時間、同様に女性それぞれ 37.5 時間、37.0 時間と 40 時間を切っている。日本の場合は、男性は正規雇用 46.5 時間、非正規においては、41.3 時間と 40 時間を超えていた。

③ 有給休暇

有給休暇は、フランスの場合、平均取得日数がおおよそ 35 日であり、雇用形態間や男女差が存在しない。加えて RTT (残業時間の相殺代休) の年間平均取得日数がおおよそ 12 日ある。

日本の場合、男性正社員の有給休暇取得日数が 7.64 日、女性社員が 8.67 日であり、男女差が認められた。1 週間以上の連続有給休暇取得状況に関しては、男女とも「全く取得せず」が 7 割弱となった。非正規雇用は 6 カ月間取得できないこともあり、有給休暇を「取得できるかわからない」や「取得できない」などの返答が 20% を占めた。

④ 職業訓練

職業訓練、教育訓練について、フランスの場合、有期雇用の場合には、雇用主が積み立てる職業訓練基金により、契約が切れた場合に手当や生活費が支給されながら職業訓練を受けることが可能となる。インタビューの結果、有期雇用での経験が無期雇用フルタイムへのキャリアパスになっている。

⑤ 労働組合

フランスの場合、正規・非正規の働き方に関わらず、労働組合加入率は低い。

労働者の働き方に対する問題解決、苦情処理に関しては、i) 雇用主に直接言う、ii) 勤務先の従業員代表や労働組合代表に相談する、iii) 労働審判所に持ち込むなど、その対応が明確にされている。

日本の場合、派遣を除く非正規労働者は、労働組合にコミットする割合が正規労働者以上に高いものの、非正規労働者については、労働組合は非正規雇用に対して十分に対応していない。

2) 働き方が家族形成に及ぼす影響

カップルでない若者の親との同居状況を日仏比較すると、日本の場合、非正規男性に親同居率が高く、正規男性との間に有意な差が存在した。女性の場合、どの働き方であっても親同居率は 6 割を超えている。

フランスの場合、性別や働き方の違いに有意な差が認められず、親同居率は 20% 以下であった。フランスでは、親同居の伝統は、日本ほど強くないが、近年、不安定雇用の増加とともに、親同居率が上昇傾向にある。しかし、今まで見て来たように、フランスの場合、正規雇用が特に保護されている状況でなく、したがって非正規雇用に就くことが極めて不利になるとは言えない。それらに加え、若年者の場合、家族政策として社会住居手当が充実している点が、日本とは異なり、その結果、働き方の違いが同居率の差には現れていない可能性がある。

次に、カップル双方の雇用形態別、理想子ども数・予定子ども数の日仏比較を行った。

フランスの場合、①男女ともに正規カップル、

②男性正規・女性非正規、③女性正規・男性非正規、④男性・女性非正規において理想の子ども数、予定子ども数ともに2を超えており、有意な差は見られなかった。

日本の場合、①男女ともに正規、②女性正規・男性非正規、③男性正規・女性非正規④男性正規・女性無業、⑤男女ともに非正規において、理想子ども数ほどのカップルも2を超えたが、①男女ともに正規では予定子ども数1.93人、③男性正規・女性非正規では予定子ども数1.98人、⑤男女ともに非正規では予定子ども数1.80人と、明らかに夫婦の働き方により、予定子ども数に有意な差が認められた。

さらに、子どものいないカップル、子どもが一人いるカップルについて、働き方が出生意欲にどのような影響を及ぼしているかを多変量分析によって詳細に検討した。

日本の場合、出生意欲を低める主要な要因は、妻が非正規・夫が非正規で働いている場合、妻が高齢である場合である。高める要因は、親と同居していること、理想子ども数が多いことが挙げられる。

フランスの場合には、出生意欲を低める主要な要因は、夫がパートタイムで働いていること、妻が高齢である場合である。高める要因は理想子ども数が多いこと、妻がパートタイムで働いていることである。

ところで、フランスにおいて、フランスの家族手当の充実の意味をどのようにとらえているかを質問したところ、最も多い回答が、貧困にあっても子どもを産み育てていくことができるというもので、出生率を高める意味については否定的であった。

D. 考察

働き方が家族形成に及ぼす影響（日仏比較実証研究）から考察できることは以下の通りである。

フランスでは、個々人に照準を当て労働者の権利を保護し、社会保障を整備してきた。

日本では、正規労働者や正規労働者を世帯主とする「世帯」に対し、労働者を保護し、社会保障を手厚く整備してきたことが日仏実証結果の相違の背景であると考えられる。

日本では、世帯の中に正規労働者がいない場合、非常に不利な立場におかれる。また非正規労働者を選択した若者が独立して生計を営むことが困難となる。そこで、結婚や子どもといった家族形成にも大きな影響を与えることになる。

フランスでは、働き方は大きく、家族形成に影響しない。

ここには、高度成長期以降の日本のジェンダー構造が深く、関連している。そこでは、男性が主たる稼ぎ手であり、女性はあくまでも家計の補助的な存在としてしか位置づけられていない。

働き方が家族形成に強く影響をしないフランスにおいても、同様のジェンダー構造が存在している。すなわち、パートタイム労働を選択するのは女性が多く、パートタイム労働の女性の方が家族責任を多く負っている。パートタイム労働の男性は仕事満足度が最も低く家族形成への意欲が低い。

フランスはそもそも1970年までは、日本以上に男女役割分担意識の強い国であったと言われている。

本研究の結果から、まだフランスにおいても、労働分野においてジェンダーバイアスが残されているといえよう。

本比較研究の中で、日仏に共通する課題をも見出すことができたと言えよう。

E. 結論

日仏比較実証研究からは、今後、「世帯」という概念から「個人」という概念への社会保障の充実を考えていく必要性が示唆される。

これに関連し、少子化対策として、個人が性別・年齢などに関わらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することが可能にする政策が重要と思われる。

非正規・正規雇用の格差の問題は、ワーク・ライフ・バランスの問題とも、密接に関連している。

正規労働者として働いている人達が、生活に重点をおいた働き方へと変わることにより、正規労働者にもみ偏って保障されている報酬やその他様々な部分を、非正規雇用労働者とシェアしていくことが可能となるだろう。ワーク・ライフ・バランス政策によって、正規労働者の働き方を変えていくことが重要である。

また、フランスにおける家族手当に関しては、さらに研究を進めていかなければならないが、今までの研究から、以下のような結論を見いだせる。出産奨励的に見えるようなフランスの家族手当も、子どもがいる家庭が経済的に不利にならないように機能しているにすぎず、決して出産促進的に機能してきたわけではない。むしろ、週35時間労働制や個人を対象とした社会保障制度によって、男女がワーク・ライフ・バランスを進めてきたことが、近年のフランスの高出生率を支えていると見るべきである。

さらに、今後の課題となるが、ワーク・ライフ・バランスの進展は、家庭におけるジェンダー平等意識を高めていく可能性があると思われる。特に、家庭の部分における男性の貢献が増加することは、世代を超えて、ジェンダー平等意識を伝えていくことにつながる。

フランスにおいても、今後、パートタイム・フルタイムにおけるジェンダー平等が進む鍵がワーク・ライフ・バランスのさらなる進展にあるのではないかと考える。

G. 研究発表

1. 論文発表

藤野敦子 第2章「日本の児童労働—歴史に見る児童労働の経済メカニズム」『児童労働根絶に向けた多面的アプローチ』調査研究報告書 アジア経済研究所 2011年

2. 学会発表

藤野敦子「楽観主義者対悲観主義者—非正雇用の日仏比較」非正規雇用シンポジウム基調講演

(招待講演) 財団法人勤労福祉センター主催・兵庫県、連合兵庫共催2011年3月12日

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

3. 東アジアにおける人の移動と国内労働市場との関係に関する研究

研究分担者 志甫 啓 ※は井口泰・長谷川理映が実施。

研究要旨：本研究では、東アジアにおける人の移動の枠組みを構想すべく、若年層補充型の外国人として外国人留学生と外国人研修生・技能実習生に着目し、地域の労働市場において彼らが果たす役割を検討している。留学生の就職に関しては、多数の留学生を抱えながら卒業後の彼らを十分に活用できていない地域の課題を、留学生の就職意欲を見た個票データの分析により明らかにした。なお、外国人専門職を雇用する企業は、学卒採用も積極的な傾向がみられた。研修生・実習生に関しては、2002年から2007年の都道府県データを用いたパネル分析を行うことで、その受入れが景気に対する感応性を有することになった点を明らかにした。また、外国人技能実習制度が本来の趣旨を超え、民間主導で発展している実態を指摘した。

A. 研究目的

本研究の目的は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることである。

若年人口の大幅な減少を、高齢者や女性の積極的な活用のみで克服することは、企業の活力維持という観点からも容易ではなく、さらに、若い女性の労働力率を急激に引き上げることは、短期的には出生率低下という反作用を引き起こしかねない。そうしたショックを緩和するのに、特に若い外国人の秩序ある活用は重要な役割を果たす可能性がある。

これを企業の雇用戦略としてのみ捉えるのではなく、多様な課題を抱える各地域が、それぞれの事情に適した産業・雇用・外国人政策へと結び付けていく必要がある。

そこで、昨年度の研究で得られた知見を踏まえながら、経済・労働・人口などの都道府県レベルのデータを用いた分析、個票データを用いた分析、そして実地調査を行い、地域レベルでの日本人及び外国人に関する雇用動向と人口動態の相互関係を解明するように努めた。

B. 研究方法

本研究では、外国人労働者が、減少する若年労働力を補充する可能性と、東アジアを中心とする経済統合の下での我が国における国際人材養成スキームを念頭に置き、外国人留学生の就職を経た地域的活用と外国人研修生・技能実習生の受入れから、人口移動及び労働力移動の決定要因を明らかとし、地域レベルにおける外国人政策の効果について、理論的・実証的に接近した。

外国人留学生の就職については、昨年度、マクロデータの整理・分析と実地調査から得られた留学生の学ぶ地域と就職先地域の結びつきに関する知見を、留学生を多く抱えながら卒業・修了後の活用が進まない九州地域の個票データを用いて検証した。新卒採用が急激に縮小するなかで求められる地域レベルの取組みに係る提言を纏め、学会に論文を提出し、これを発表した。

外国人研修生・技能実習生の受入れについては、昨年度推計した都道府県ごとの受入れ研修生・

実習生の合計値を用い、都道府県レベルのマクロデータと結合してパネル分析を実施した。また、研修制度改革の影響を把握するための実地調査も進めた。上と同様に、学会に論文を提出し、発表を行った。

（倫理面への配慮）

個票データについて、個人や企業などが集計結果から特定されないように配慮し、聴取調査の結果からも、同様の問題が出ないように調査結果を整理した。

C. 研究結果

（1）新卒採用の急激な縮小と外国人留学生の就職先地域

外国人留学生の我が国での就職に関しては、メディアによる報道等によって大企業を中心とした積極的な留学生採用戦略が注目を集めている。しかし、外国人留学生も世界同時不況後の新卒採用縮小の影響を、日本人学生同様に色濃く受けていることは強調しておく必要がある。

人口流出・少子高齢化に直面する地域経済に着目し、主要統計を概観して最新の動向を押さえた後、留学生の居住地と就職先企業の所在地の間の関係を分析し、マッピングによって相関分析の結果と地方の感覚との乖離の原因を捕捉した。

次いで、多くの留学生を抱えながら卒業・修了後の彼らを有効に活用できていない地域の代表である九州を取り上げ、九州で学ぶ留学生の九州での就職意欲の規定要因を、個票データを用いて検証した。

広く日本での就職意欲を分析した先行研究との比較から、技術職・研究職を目指す理工系留学生にとっては就職希望先を九州に限定することが困難であること、福岡県に住む留学生が他の6県の留学生と比べ高い確率で九州での就職を希望することが判明した。

留学生の「地元」への愛着心を育むことと、それに応えうる雇用機会の質的な整備が求められるが、後者に時間がかかることを鑑みれば、各地域が地域出身の留学生をフォローアップし、将来的な活用に繋げる努力が不可欠である。

(2) 外国人研修生・技能実習生の受入れ数増加と地域の人口構成

外国人研修生・技能実習生は1990年代半ば以降、我が国の在留外国人の内でもっとも大幅に増加した類型である。その受入れ数が2007年をピークに減少へと転じた。

長期的な経済停滞の下でも増加の一途を辿ってきた研修生・実習生の受入れが景気に対する感応性を有することになった背景を検証することを試みた。

その1997年から2001年のデータでは、研修生・実習生の受入れと地域の高校新卒就職者数との間に負の相関があったが、2002年から2007年のデータでは正相関に変化した。

つまり、景気低迷期には高校新卒就職者の不足が地域レベルの研修生・実習生受入れにつながった。ところが、2002年から2007年の景気回復の局面で、高校新卒者の地域労働市場への流入が相対的に大きい地域でも、あたかも若年労働需要に牽引されるかのように、大企業を中心に研修生・実習生の活用が進んだことが、フィールドワークから確認できる。

これは、2008年以降の世界経済危機の下では、研修・技能実習生の新規受入れが急激に抑制される背景の一つとなったと考える。

なお、実地調査からは、2009年の大幅な受入れ数減少には、景気の影響だけでなく、外国人研修・技能実習制度の改革を前にして新規の受入れを見合わせた受入れ機関が多かったことも影響している可能性が認められた。また、日本の大学に実習生が合格した事例もあった。

(3) 外国人専門職の雇用と学卒雇用
(※井口泰・長谷川理映が実施)

2010年の兵庫県の企業の個票データを用い、学卒採用の規定要因を、ロジスティック回帰分析により検討した結果、中高年比率が高い企業では、学卒採用に消極的となる関係のほか、外国人専門職を雇用する企業では、外国人専門職を雇用しない企業よりも、学卒を採用する確率が3倍に達することが明らかになった。

D. 考察

東アジアとわが国の今後の関係を考察する上で、外国人留学生と外国人技能実習生は欠かすことのできない人材移動の形態である。

東アジアの経済統合が進むなかでは、日本は自国の国益だけを基準に人の移動の仕組みを制度化することは許されないだろう。送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を十二分に考慮する必要がある。

同時に、留学生の就職に関しては、縁あって地域で学ぶ留学生を将来的に活用できるよう、各地域は道筋を整えなければならない。また技能実習生の受入れに当たっては、地域の抱える課題を踏まえた産業政策の一環として、これを位置付けることが求められる。さらに、団体監理型の実習生受入れについては、実習生が身に付けるべき「技能」を、これまでのように限定的に解釈するの

はなく、送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を意識した形へと広げていくことも必要であろう。

E. 結論

東アジアを中心として、多くの若者が留学や技能実習の形で来日している。制度の枠組みは東アジアの経済統合を念頭に置き、国レベルで構築されるものであるが、同時に地域・自治体が地域ごとに異なる諸問題を踏まえた独自の産業・雇用・外国人政策を戦略的に練り上げていく必要がある。

特に、人口流出や少子高齢化が著しい地域が、地域の経済を維持し、困難を乗り越えるため、若い外国人の秩序ある活用を送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を考慮しつつ進めることは有効な選択肢である。

停滞する国内市場にとらわれず、新興国市場を視野にいれた経営戦略を展開することの重要性は指摘されている。こうした企業が外国人専門職を雇用し、同時に、学卒採用にも積極的であるとの事実は、もっと強調されるべきである。

大企業を中心とした新卒採用の大幅な縮小は、留学生出身国における高成長を背景とした良好な雇用機会の増大と相俟って、彼らの卒業後の帰国意向を強める恐れがある。

現在の経済情勢を人材獲得の好機だと捉えている我が国の中小企業の情報を、留学生に効果的に流通させる必要がある。これは地域にとっても重要な課題である。

外国人技能実習制度については、制度が当初の趣旨を超え、民間主導で発展してきた面があることは無視できない。制度改革を受けて不良団体による受入れが困難となり、実習生自身の効果的な権利保護が図られることが前提ではあるが、実習生が身に付けるべき「技能」の定義・解釈についても、実態に即した議論が求められよう。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表

1. 論文発表

長谷川理映「企業の積極的海外展開に向けた雇用戦略—外国人留学生雇用の視点から—」『関西学院経済学研究』No.41,pp149-179

2. 学会発表

・志甫啓「地域における外国人研修生・技能実習生の受入れ数増加と人口構成の関係」日本応用経済学会 2010年度秋季大会提出論文、高崎経済大学、平成22年11月13日、pp.1-13.

・志甫啓「新卒採用の急激な縮小と外国人留学生の日本における就職」九州経済学会 第60回大会提出論文、九州大学、平成22年12月4日、pp.1-12

H.知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
井口 泰	1「拡大する需給ミスマッチと労働市場政策の役割」 4「少子化のメカニズムと家族政策の可能性」 8「人口減少下の産業再生と地域雇用」 9「東アジア経済統合と労働市場の展望」 10「東アジアの経済統合とその社会的側面」	井口 泰	『世代間利害調整の経済学』	八千代出版	東京	2011年	近刊 (2011年6月)全体約270ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
井口 泰	外国人政策の改革－労働・社会保障から日本語学習まで－	『ジュリスト』有斐閣編集	No. 1414	pp204-209	2011
井口 泰	EU 諸国の外国人政策の動向と主要都市の対応	『地方議会人』中央文化社編集	2010年12月号	pp21-25	2010
井口 泰	「欧州における域外外国人に対する統合政策の転換とわが国の言語政策の課題」	『自治体国際化フォーラム』自治体国際化協会	2010年9月号、7-10ページ	pp7-10	2010
井口 泰・長谷川理映	「世界経済危機下における労働市場政策の新たな展開」	『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会	No. 2, vol. 64, 2010	pp39-70	2010
長谷川理映	企業の積極的海外展開に向けた雇用戦略－外国人留学生雇用の視点から－	『関西学院経済学研究』	No. 41	pp149-179	2010,
長谷川理映	地域の新規高卒労働市場における需給ミスマッチの規定要因	『産研論集』関西学院大学産業研究所編	No. 38	pp69-80	2011
長谷川理映	経済危機前後の産業立地の決定要因と非正規労働の役割	『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会	No. 4, vol. 64, 2010	pp129-147	2011 (印刷中)
篠宮 かほり	不況下における企業の採用活動についての一考察－	『関西学院経済学研究』	No. 41	pp181-195	2010
藤野敦子	「日本の児童労働－歴史に見る児童労働の経済メカニズム」(第2章)	『児童労働根絶に向けた多面的アプローチ』調査研究報告書 アジア経済研究所	(印刷中)	(印刷中)	2011 (印刷中)

特集

21世紀日本法の 変革と針路

公法

憲法改正

岩間昭道

政権交代と政党政治

高見勝利

違憲・合憲審査

戸松秀典

地方分権・地方自治

斎藤 誠

情報法制

宇賀克也

環境法制

天久保規子

教育法

内野正幸

消費者行政

中川 丈久

安全保障・国際平和協力

丸茂雄一

民事法

非営利法人制度と

信託法改正

中田裕康

親権をめぐる問題点

小池 泰

有斐閣

消費者保護と契約

丸山絵美子

動産譲渡登記制度とABL

森田 修

電子記録債権と債権譲渡

弥永真生

会社法制

江頭 昭治郎

民事司法制度

長谷部由起子

倒産法制

佐藤 鉄男

契約法の国際化

中田 邦博

国際ビジネスと法

道垣内 正人

刑事法

少年犯罪と少年法

丸山 雅夫

サイバー犯罪と法

佐久間 修

行刑改革

瀬川 晃

犯罪被害者対策

椎橋 隆幸

市民参加と刑事司法

田口 守一

社会法

労働法制

中 塚 裕 也

非正社員に対する法政策

大内 伸 哉

男女雇用均等政策

奥山 明 良

社会保障法

若村 正 彦

社会保障の財源問題

土居 丈 朗

医療をめぐる諸問題

加藤 智 章

障害者と労働・社会保障

新田 秀 樹

外国人政策

井口 泰

産業法

金融規制改革

翁 百 合

エネルギーの法と政策

藤原 淳 一 郎

都市行政と法

安本 典 夫